

本書について、以下のとおり補足及び訂正させていただきます。
誠に申し訳ございませんが、内容の修正をお願い申し上げます。

ページ	箇所	訂正前	訂正後
59	【表】換気及び保温等の検査項目	(8) 揮発性有機化合物 ウ キシレン 870 μg/m ³ 以下	(8) 揮発性有機化合物 ウ キシレン 200 μg/m ³ 以下
220	1) 疾病リスク低減表示	表下に追加	<p>【関与成分】DHA、EPA</p> <p>【特定の保険の用途に係る表示】</p> <p>この食品はドコサヘキサエン酸(DHA)とエイコサペンタエン酸(EPA)を豊富に含みます。日頃の運動とDHA及びEPAを含む健康的な食事は、将来、心血管疾患になるリスクを低減する可能性があります。</p> <p>【摂取をする上での注意事項】</p> <p>一般に疾病は様々な要因に起因するものであり、DHA及びEPAを過剰に摂取しても心血管疾患になるリスクがなくなるわけではありません。医師の治療を受けている人は、医師に相談してください。</p>
234	㊟アレルギー対象食品とその表示 3~4行目	特定原材料には、えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生及びくるみの8品目が指定されており、～	特定原材料には、えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生、カシューナッツ及びくるみの9品目が指定されており、～
235	【表】	<p>【分類】</p> <p>特定原材料(8品目)</p> <p>【食品】</p> <p>卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生、くるみ</p>	<p>【分類】</p> <p>特定原材料(9品目)</p> <p>【食品】</p> <p>卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生、くるみ、カシューナッツ</p>

235	【表】	<p>【分類】 特定原材料に準ずるもの (21 品目)</p> <p>【食品】 アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、バナナ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン</p>	<p>【分類】 特定原材料に準ずるもの (20 品目)</p> <p>【食品】 アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、バナナ、牛肉、マカダミアナッツ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、豚肉、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、ピスタチオ</p>
<p>※補足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみは、2023 年3月から特定原材料へ移行 ・カシューナッツは、2026 年4月から特定原材料へ移行 ・まつたけは、ショック症例が少ないため2024 年3月末で削除 ・マカダミアナッツは、2024 年3月末より追加 ・ピスタチオは、2026 年4月より追加 			
304	7) ビスロイド系 農薬 【表】	フェニトリン	フェノトリン
339	【表】 中毒原因物質	<p>バンクロニウム</p> <p>ベクロニウム</p> <p>ロクロニウム</p>	<p>バンクロニウム</p> <p>ベクロニウム</p> <p>ロクロニウム</p> <p>※バンクロニウム：現在、臨床適応なし</p>
393	3) 対策 10 行目	<p>～、段階的な削減を義務付けるギガリ改正が2016年10月に採択された。</p>	<p>～、段階的な削減を義務付ける+ガリ改正が2016年10月に採択された。</p>

439	【表】	表下に追加	52 【項目】 ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS） 及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA） 【基準値】 0.00005mg/L 以下であること。
	※補足 ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名PFOA）が、2026年4月より追加		